

【 投薬 】

296 イソロイシン・ロイシン・バリンの算定について

《令和6年9月30日》

○ 取扱い

- ① 肝硬変かつ低アルブミン血症に対するイソロイシン・ロイシン・バリン（リーバクト配合顆粒等）の算定は、原則として認められる。
- ② 次の傷病名のみに対するイソロイシン・ロイシン・バリン（リーバクト配合顆粒等）の算定は、原則として認められない。
 - (1) 低アルブミン血症
 - (2) C型慢性肝炎
 - (3) 慢性肝炎
 - (4) 劇症肝炎
 - (5) 高アンモニア血症
 - (6) 肝硬変
 - (7) 肝性脳症
 - (8) 肝不全
 - (9) 慢性肝炎かつ低アルブミン血症
 - (10) 肝硬変かつ食道静脈瘤

○ 取扱いを作成した根拠等

イソロイシン・ロイシン・バリン（リーバクト配合顆粒等）の添付文書の効能・効果は「食事摂取量が十分にもかかわらず低アルブミン血症を呈する非代償性肝硬変患者の低アルブミン血症の改善」と示されている。一方、効能又は効果に関連する注意に「以下の患者は肝硬変が高度に進行しているため本剤の効果が期待できないので投与しないこと。」とあり、以下の患者に「肝性脳症で昏睡度がⅢ度以上の患者」、「総ビリルビン値が3mg/dL以上の患者」、「肝臓での蛋白合成能が著しく低下した患者」と示されている。

以上のことから、イソロイシン・ロイシン・バリン（リーバクト配合顆粒等）について、肝硬変かつ低アルブミン血症に対する算定は原則として認められ、②の傷病名のみに対する算定は原則として認められないと判断した。